　保護者配布用　　　　　　　　 　　　　　　新制度移行施設（預かり保育）用

償還払いの手引き

施設の預かり保育を利用し、償還払いにより施設等利用費の給付を受けるには、請求手続きが必要となります。

〇対象者　：筑紫野市に居住しており、施設等利用給付認定を受けた者

〇対象経費：預かり保育の利用料

　　　　　　※日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は対象となりません。

〇給付上限額：月額11,300円（満３歳児は16,300円）を上限として、実際の利用実態に応じて「施設に支払った預かり保育の利用料」と「日額単価（450円）×利用日数」を比較して少ない方の額を給付します。

　　　　　　（例）利用日数10日、利用料5,000円の場合

　　　　　　　給付上限額：日額単価（450円）×利用日数（10日）＝4,500円

　　　　　　　4,500円＜5,000円⇒預かり保育利用料の給付請求額は4,500円

〇必要書類：・施設等利用費請求書（償還払い用）

・特定子ども子育て支援提供に係る領収証（原本）

・特定子ども子育て支援提供証明書（原本）

・委任状（施設等利用給付認定保護者の配偶者が給付を受ける場合）

〇提出先：**市役所こども政策課**に提出　〒818-8666筑紫野市石崎1-1-1に提出（郵送可）

〇提出期日： 4, 5, 6月利用分を　**7月20日まで**　7,8,9月利用分を**10月20日まで**

10,11,12月利用分を**1月20日まで**　1,2,3月利用分を　**4月20日まで**

**※ただし、上記日付が土日祝の場合は前倒しとなります。**

〇手続きの流れ

1．預かり保育を利用し、施設に利用料を支払います。

2．利用施設に「特定子ども子育て支援提供に係る領収証及び提供証明書」の発行を依頼し、交付を受けてください。

3．「施設等利用費請求書（償還払い用）」の様式を筑紫野市ホームページからダウンロード、又は施設から受け取り、必要事項を記入してください。

4．必要書類を提出先に提出期日までに提出してください。

5．提出期日の翌月中に施設等利用費が振り込まれます。ただし、提出期日を過ぎる場合は、後日振り込みとなります。